

まちづくりキャッチフレーズ 人と自然と文化がつくる「キラリと光る新中核都市」



河本一男さんと優等賞3席の牛3頭

和牛の美しさに感動

第9回全国和牛能力共進会

10月11日(木)から4日間にわたって、米子市を中心に開催された、「和牛博覧会 in とっとりー第9回全国和牛能力共進会鳥取県大会ー」は、予想を上回る延べ27万人の来場者でにぎわいました。

倉吉市からも7頭が鳥取県代表牛として出場し、母一娘一孫娘にわたる改良の成果と優良雌牛系統の地域への保留推進をねらいとした第6区(高等登録群)で河本一男さん(関金町今西)が優等賞3席(全国3位)に輝いたのを筆頭に、各区で入賞を果たしました。

開会式では闘志を燃やしていた出品者たちも、勝負を終えた後は、お互いに健闘をたたえ合い、その表情は全力を尽くした満足感であふれていました。

皆様のご来場と応援ありがとうございました。

CONTENTS

- 後期高齢者医療制度／
レッツ!介護予防……………2～3
- 20歳がスタート!国民年金……………4
- 市県民税・固定資産税について……………5
- 部落解放研究第35回倉吉市集会……………6
- ハート・バリアフリー……………7
- 出かけてみよう!……………8～9
- インフォメーション……………10～16
- 平成20年度保育所入所募集……………17
- あんしんファイル……………18

医療費・介護費が高額になったら？

老人医療制度では…

1か月に支払った医療費の自己負担額が、定められた限度額を超えた場合は、申請して認められると限度額を超えた分が高額医療費として支給されました。また介護費用が高額になったときは、介護保険から高額介護サービス費が別に支給されました。

後期高齢者医療制度では…

高額医療費・高額介護サービス費に加えて、医療費の自己負担と介護サービスの利用料が合算できるようになります。それぞれの限度額適用後、合算して高額になったときは、限度額(一般世帯の場合年額56万円)を超えた分が「高額介護合算療養費」として支給されます。

保険料は？

老人医療制度では…

保険料(税)は加入している医療保険に各自納付していました(国保料など)。

後期高齢者医療制度では…

所得に応じて決められた後期高齢者医療保険料を納めます。介護保険料と同様に原則として年金から天引きされます。

★後期高齢者医療制度運営のしくみ★

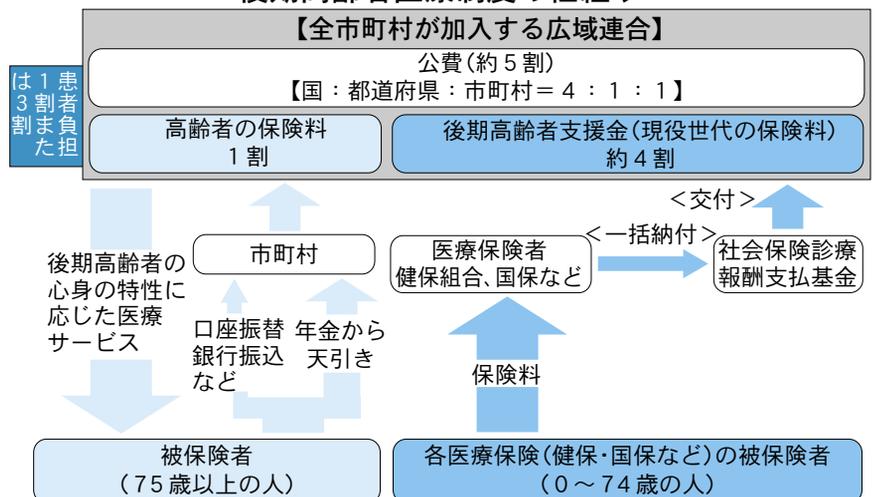
後期高齢者の医療にかかる費用のうち、みなさんが医療機関の窓口で支払う患者負担を除いた分を、公費(国・県・市町村)が5割を負担、現役世代からの支援(後期高齢者支援金=若年者の保険料)が4割を負担し、残りの1割を高齢者のみなさん(後期高齢者医療被保険者のみなさん)が保険料として納めて制度を運営していきます。

★市町村の役割★

後期高齢者医療制度の事務うち、

- 保険料の徴収
- 申請や届出の受付
- 保険証などの引き渡し
- などの窓口業務を市町村が行います。

後期高齢者医療制度の仕組み



介護予防事業を紹介します

※問合せ先：長寿社会課(☎22-7851)

介護予防

介護予防ワンポイント

「低栄養」ってご存知ですか？

今の時代、栄養不足になることはないと思いがちですが、かたよった食事のとり方によって、栄養の足りない状態・低栄養になる人が少なくありません。「肉を食べない」「決まったものしか食べない」「好きなものだけを食べる」といったものやお腹がすいていない、用意するのが面倒で「欠食してしまう」ことが原因で栄養状態を悪化させます。低栄養になると体の抵抗力が低下し病気になりやすくなったり、筋力が弱まって転倒したり骨折しやすくなります。低栄養を予防することにより老化を遅くすることができます。

低栄養を予防するにはバランスのよい食生活はもちろんのこと、閉じこもりがちにならず活動的な生活をする、また、お口のお手入れも大切なことのひとつです。

特に70歳以上の人は定期的にからだの状態を確かめ生活も見直してみましょう。

いきいき介護予防教室

～学校給食に学ぶ高齢者の食生活～

と き：11月28日(水)午前11時～午後1時

と ころ：学校給食センター

内 容：「栄養の話」講師 團野 由恵さん(主任学校栄養職員)「給食試食会」

参加料：無料 募集人数：40人(申込順)

※申込・問合せ先：明倫・小鴨地域包括支援センター(☎23-7106)

11月ホッといきいき教室～介護予防教室～

65歳以上の介護認定(要支援・要介護認定)を受けていない人を対象に閉じこもりを予防し、いつまでも元気で過ごせるよう介護予防教室を開催します。(※要参加申込)

と き：11月27日(火)午前10時30分～午後3時

内 容

(午前)講演「美しく老いるための運動」と体操(講師：三谷管雄さん(清水病院理学療法士))

(午後)自由時間(頭の体操、ニュースポーツ、健康相談など)

と ころ：グリーンスコーレせきがね

参加料：1,200円(昼食・入浴料)程度

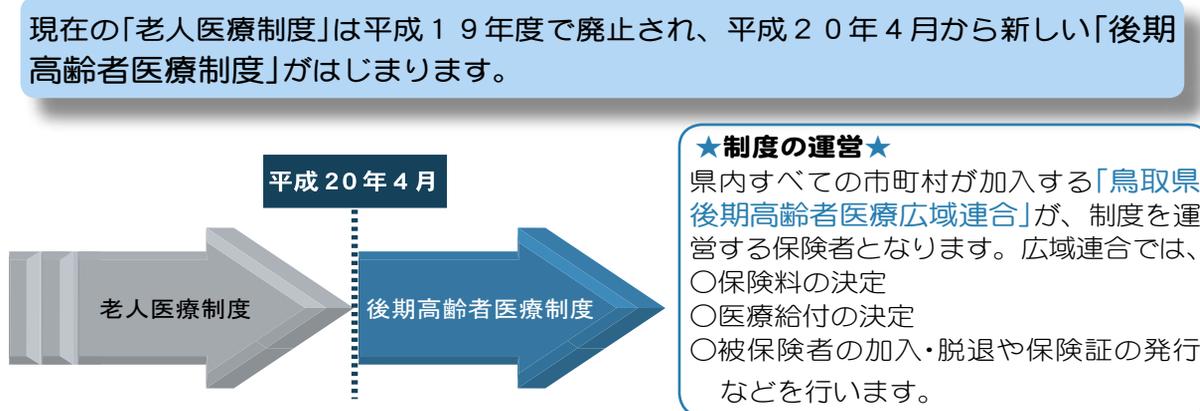
※送迎希望の人は、送迎します。

※申込・問合せ先：長寿社会課(☎22-7851/☎22-7020)

平成20年4月からはこう変わります 後期高齢者医療制度

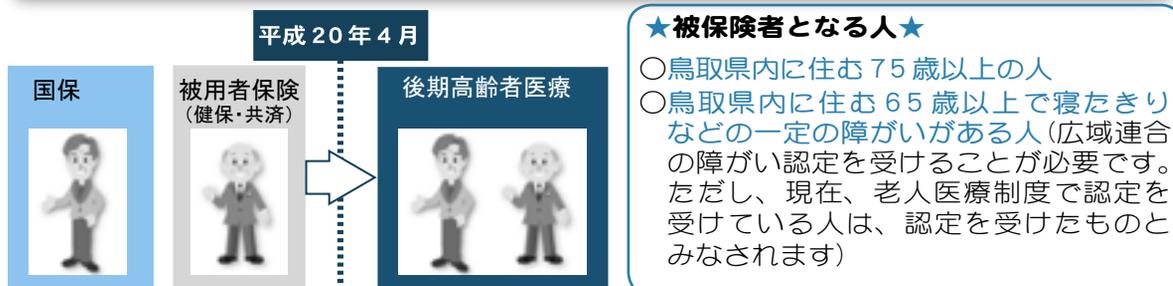
75歳以上の後期高齢者の心身の特性や生活の実態を踏まえ、高齢社会に対応したしくみとして、高齢者の独立した医療制度が創設されます。

加入制度は？



対象は？

老人医療制度の廃止に伴い、75歳（一定の障がいのある人は65歳）以上の人は、現在加入中の国民健康保険や被用者保険から脱退し、独立した後期高齢者医療制度に加入（移行）することになります。＊健康保険の被扶養者も対象になります



対象になるのはいつ？

老人医療制度では…

75歳の誕生日のある月の翌月（誕生日が1日の人はその月）から老人医療制度で医療を受けることができました。

後期高齢者医療制度では…

75歳の誕生日当日から「後期高齢者医療制度」で医療を受けます。

★被保険者となるときは★

- 75歳になったとき（75歳の誕生日当日から）
- 障がい認定（広域連合の認定を受けた日から）
- 75歳以上の人が県内市町村に転入したとき

保険証は？

老人医療制度では…

加入している医療保険の保険証と老人医療受給者証が交付されておりました。お医者さんにかかるときは2種類の保険証を提示しました。

後期高齢者医療制度では…

被保険者全員に「後期高齢者医療制度」独自の保険証が1人に1枚交付されます。

＊鳥取県では、市町村を通じて平成20年3月にお届けする予定です。

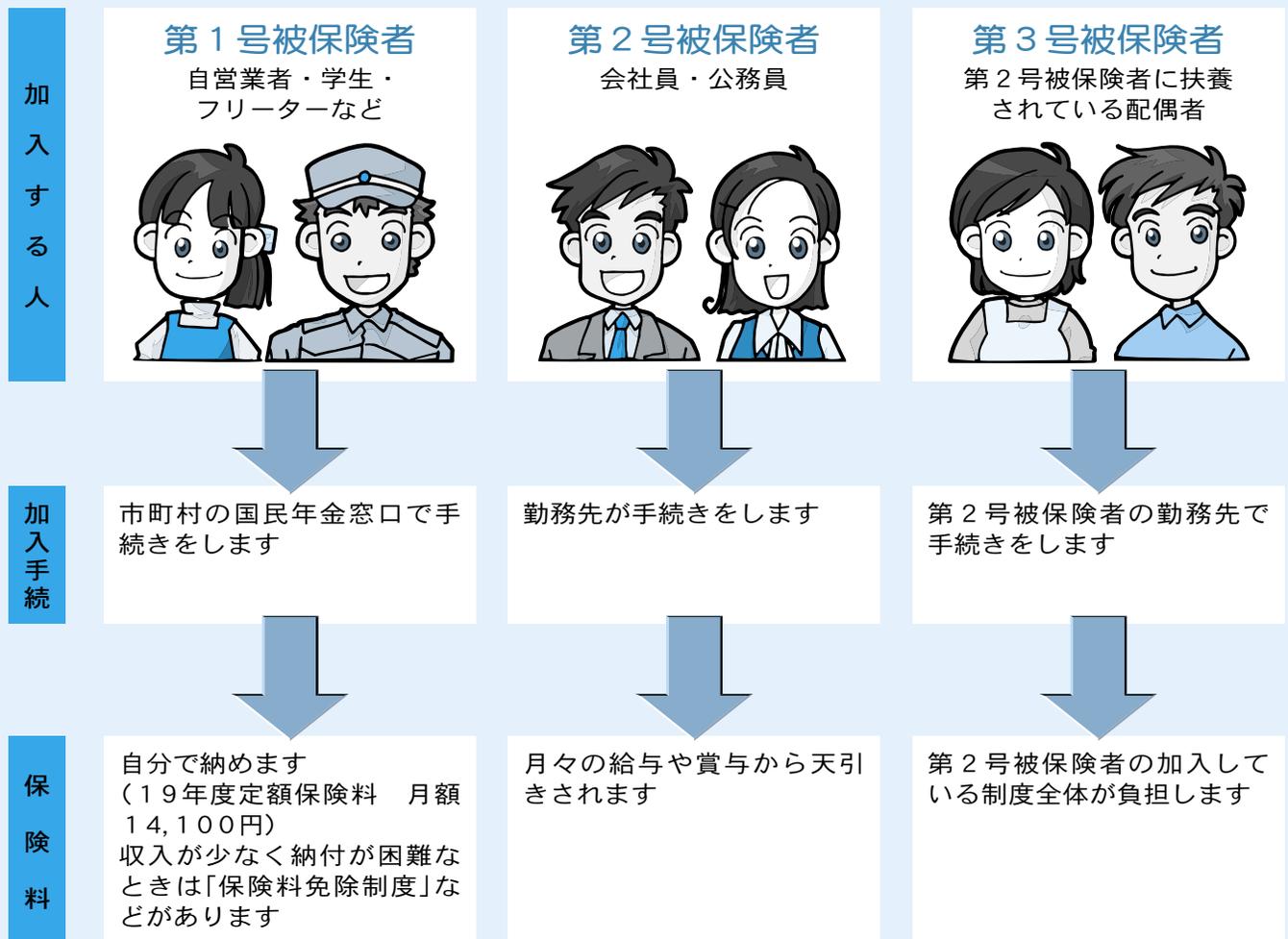
20歳が
スタート!

国民年金

国民年金は、日本に住む20歳から60歳になるまでのすべての人が加入し、共通の基礎年金が支給されることになっています。また、会社などに勤めている人は、同時に厚生年金や共済組合にも加入することになり、年金を受け取るときは基礎年金に上乗せされた年金が受けられます。

2階部分
厚生年金・共済組合
職場を通して加入する年金で、年金額も基礎年金に上乗せされます。

1階部分(基礎年金) 年金制度のベースとなっている部分です。



保険料は20歳から60歳になるまでの40年間納めます

月々の保険料は、翌月末日までに納めることになっています。保険料の納め忘れ(未納期間)があると、将来、受け取る年金額が減ったり、万一のとき受けられなくなる場合がありますので、保険料の納め忘れにはご注意ください。

保険料は社会保険庁から送付される納付書で金融機関、郵便局、農協、コンビニエンスストア、社会保険事務所で納めることができます。

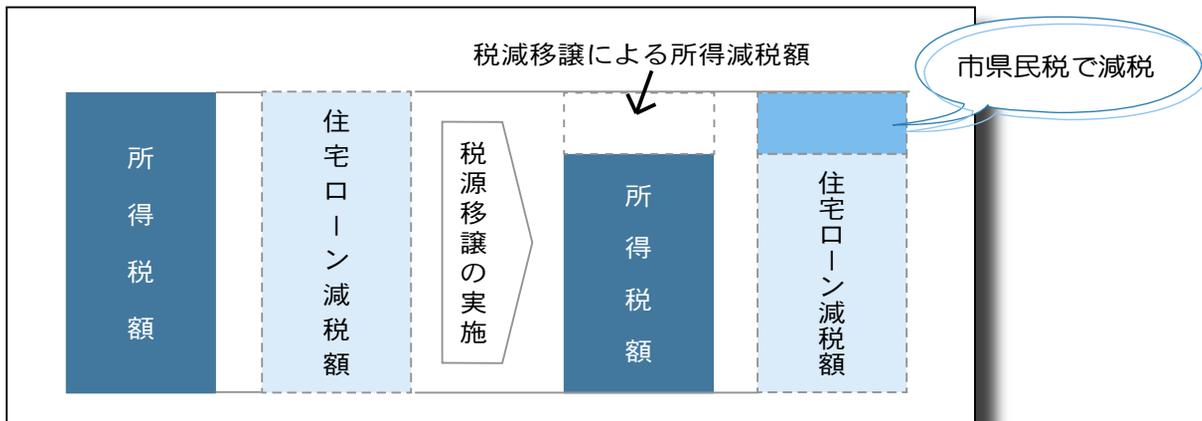
※問合せ先：市民課(☎22-8155/☎22-2954)

市民税・県民税について

平成20年度に実施される主な改正内容をお知らせします。

住宅借入金等特別控除の創設

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅借入金等特別控除限度額が所得税額より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。そのため、平成11年から平成18年までに入居した人に限り、所得税から控除しきれない分について申告により、翌年度以降の市県民税(平成20～28年度)で減税する措置が創設されました。



《手続き》

その年の3月15日(平成20年は3月17日)までに市県民税住宅借入金等特別税額控除申告書を税務課に提出してください。確定申告を行う人は、税務署を通じてこの申告をすることができます。

所得が減って、平成19年分の所得税がかからなくなった場合

税源移譲により平成19年度分の市県民税(平成18年中の所得で計算)が増額となった人は、平成19年分の所得税が減額となることで、「市県民税+所得税」の負担が増えないよう調整されます。しかし、平成19年中の所得が大幅に減少し、平成19年分所得税が、かからなくなった人については、調整すべき金額を所得税から差し引くことができません。このような場合に、申告により平成19年度分の市県民税を、**〈税源移譲前の税率で計算した税額〉**に減額する措置が設けられています(平成19年度分のみ措置です)。

《手続き》

平成19年度市県民税が課税された市町村に対し、平成20年7月1日～31日までの間に申告をしてください。

高齢者非課税措置の廃止

65歳以上の人(昭和15年1月2日以前に生まれた人)で合計所得が125万円以下の人に高齢者非課税措置の廃止に伴う経過措置が取られていましたが、平成20年度からは全額課税となります。

平成18年度			平成19年度			平成20年度		
均等割	市民税	1,000円	均等割	市民税	2,000円	均等割	市民税	3,000円
	県民税	300円		県民税	600円		県民税	1,000円
所得割	2/3を減額		所得割	1/3を減額		所得割	減額なし	

地震保険料控除の創設

地震保険への加入を促進するため、平成20年度(所得税は平成19年分)から地震保険料の支払金額の1/2(最高25,000円)に相当する金額を控除する制度が創設されました。同時に損害保険料控除は廃止されますが、経過措置として、平成18年末までに締結した長期損害保険契約等にかかわる保険料(保険期間が10年以上で満期返戻金あり)については、平成19年度と同様の損害保険料控除(最高10,000円)が適用されます。この経過措置にかかわる控除額と地震保険料控除の両方を適用できる場合の控除額の上限は25,000円(所得税は50,000円)となります。

固定資産税について

関金地区の固定資産税率が変わります

関金地区の固定資産税については、合併による急激な負担の増加を緩和するため、3年間の不均一課税(合併前の税率1.4%を引き継ぐ)が適用されていましたが、平成20年度から**1.5%**に変更となります。

倉吉税務署からのお知らせ

「税金展」を開催します

と き：11月10日(土)～18日(日)

と ころ：倉吉パープルタウン1階

イベントスペース

内 容：税に関する習字・作文の展示
国税電子申告・納税システム(e-Tax)の紹介など

※問合せ先：倉吉税務署(☎26-2721)